（要領様式６）　［生業のため自動車の燃料費助成を受ける場合］

生 業 使 用 証 明 書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 民生委員等が証明するところ | 心身障害者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 職業 |  |
| 就業年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 使用方法 | 勤務地まで自家用車で送迎している | 自宅から勤務地までの往復距離 | 　　　．　　キロメートル |
| 備　考　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 上記のとおり相違ありません。　　年　　月　　日住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　（印） |

※　鍼、灸、マッサージ等を生業として助成を受けようとする場合は、開業許可証等の写その他証明するものを添付してください。

○　「専ら当該心身障害者本人のために使用」とは、当該心身障害者の用に継続して日常的に使用することをいい、「継続して」とは、少なくとも１年以上の間をいい、「日常的に」とは、少なくとも週３日以上をいいます。

　　ただし、当該心身障害者の用に使用する日数が、総使用日数の５０％以上である場合若しくは当該心身障害者の用に使用する日数が５０％未満でその走行距離数が総走行距離数の５０％以上である場合、又は今後その見込みである場合には、日常的に使用するものとします。

　○　生業のためとは、自己及びその家族の生活の維持のため、必要な収入を得る仕事のためのものをいいます。